

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1463号から第1470号まで)

平成29年11月24日

横情審答申第1463号から第1470号まで

平成29年11月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年2月3日建建情第1279号、平成29年3月2日建建情第1410号及び平成29年
3月31日建建情第1609号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付
写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求につ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表3に掲げる日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

なお、本件審査請求は8件の審査請求からなり、諮問件名の一覧は別表1のとおりである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、別表2の「一部開示とした理由」欄に要約される。

なお、本件審査請求文書は、建築局建築指導部建築安全課（平成22年度から平成28年度まで。平成29年度以降は建築局建築指導部建築指導課。以下「建築安全課」という。）に係る横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1365号（平成28年12月7日。以下「先例答申」という。）の対象とされた審査請求文書に含まれる文書であり、それぞれの審査請求にあたっても、先例答申と同様の内容の説明を行っている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、別表2の「本件に係る審査請求人の主張」欄に要約される。

5 審査会の判断

(1) 建築相談に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合には建築局建築指導部建築情報課（平成22年度から平成28年度まで。平成29年度以降は建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築安全課へ提供して相談案件を引き継ぎ、建築安全課では初期指導を行っている。

なお、本件審査請求文書が作成された平成20年度当時は、平成17年度に都市計画局と建築局が再編成され、都市整備局とともに新設されたまちづくり調整局が本件建築相談に係る事務を所掌しており、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、平成20年10月10日に旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書であり、平成20年10月21日に現地調査を行い、現場で写した写真の写し及び調査結果を含めて作成した建築相談票・引継票の写しである。当該写しは、平成20年10月22日に建築審査課に引き継がれている。このうち、実施機関は建築情報課で保有する文書を特定している。

建築情報課では、建築相談票・引継票の表紙の写し及び現場で写した写真を印刷したものを複写し、保有している。

(3) 本件処分に係る実施機関からの説明

本件処分に係る状況について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 本件審査請求文書は、先例答申の対象行政文書に含まれる文書であり、その後、特段の事情の変化も認められないことから、先例答申と同様に、個人の氏名、敷地地番、写真上の車のナンバープレート等の部分を条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とするなど、開示、非開示については同一の判断をしている。

イ 審査請求人は、先例答申の対象行政文書と重複した文書を対象として、繰り返し開示請求及び審査請求を行っている。本件審査請求に係る開示請求においては、全てについて写しの交付を請求している。それにもかかわらず、写しの作成及び

送付に要する費用を負担することなく、一部開示決定通知書の受領後に審査請求を行っている。

ウ なお、本件審査請求文書のうち、添付写真写し（平成20年10月21日撮影）の部分については、先例答申以降に同一の審査請求人から、写真データを基に印刷した文書、写真データ等を対象とした開示請求及び審査請求がされ、これらについては、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1406号から1424号まで及び答申第1425号から第1433号まで（平成29年8月25日）において判断がされている。

(4) 本件審査請求文書の特定及び条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 本件審査請求文書について、当審査会が確認したところ、実施機関の説明のとおり、当該文書は先例答申の対象行政文書の一部と重複しており、実施機関の行った文書特定に誤りは認められなかった。

イ さらに、本件審査請求文書を見分したところ、本件処分における開示、非開示の判断は先例答申と同様であり、かつ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

したがって、本件審査請求文書のうち、実施機関が非開示とした個人の氏名等については、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) その他

ア 審査請求人は、先例答申と重複する行政文書を対象として、約3か月に8回の開示請求及び審査請求を繰り返している。審査請求人は、特段の事情の変化が無いにもかかわらず繰り返し開示請求及び審査請求を行っているが、このようなことは結果として実施機関の業務遂行の停滞を招いているといえる。

イ また、別表2に示すとおり審査請求人は「条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である」と主張する。

この主張について、審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

ウ さらに、審査請求人は条例第34条に基づき開示すべきと主張するが、同条は開示請求者が条例第6条第1項第2号の行政文書の特定ができるよう、実施機関に情報の提供などを義務付けるための規定である。当該条文は開示、非開示とする

対象や判断についての規定ではなく、実施機関に行政文書を特定するために有効な情報の提供を義務付けた当該規定を根拠に、非開示とされた情報について一律に開示を求める審査請求人の主張は適当ではない。

エ 審査請求人においては、これらの点について留意されたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1 諮問件名一覧

答申番号	諮問件名
答申第1463号から 答申第1467号まで	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の5件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1468号及び 答申第1469号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の2件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問
答申第1470号	「建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

別表2 本件審査請求文書

答申番号	本件審査請求文書	本件に係る審査請求人の主張
決定	本件審査請求文書において非開示とした部分 (非開示とした根拠規定)	一部開示とした理由
答申第1463号から 答申第1467号まで	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号20・旭・16）及び添付写真写し（平成20年10月21日撮影）	実施機関は、辻褄の合わない、整合性の無い驚愕の違反勧告書を送付するに虚偽写真を提供し助した挙句、年月日が明らかに違う写真を偽造し、違反勧告を繰り返した挙句、土地を搾取した違法行為は行政犯罪である。請求通り違法勧告の元として虚偽作成した行政文書について、条例の適用通り情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である。 実施機関は条例第34条に反しており、条例第34条には、写真等の開示をするな。次々同様なことを繰り返せとも、隠せ隠ぺいしろとも謳われていない。条例通り開示の履行を求める。

一部開示	建築相談票・引継票（建築局情報相談課管理番号 20・旭・16）及び添付写真写し（平成 20 年 10 月 21 日撮影）のうち 個人の氏名、敷地地番、電話番号、建築確認番号、写真上の車のナンバープレート （条例第 7 条第 2 項第 2 号）	建築相談を受けた場合、資料調査及び現地調査を行い現場で写真を撮影した際の調査結果を記録した文書であり、非開示とした部分は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
答申第1468号及び答申第1469号	答申第 1463 号から答申第 1467 号までと同じ	実施機関は次々事象をねつ造し、相談した年月日、調査年月日、調査場所等記載の無い道路審議票を偽造。本件は、平成20年10月10日に「建築相談票・引継票」を作成し、平成20年10月22日午後 2 時10分に建築審査課検査係に引き継いだ。と虚偽被写体の写真絵を繰り返し開示した。審査請求人は、平成20年10月21日の調査確認した文書及び当日写した写真文書。と特定し開示請求しているが、実施機関は、特定した写真文書の原議一式写しを開示せずに、「建築相談票・引継票」の虚偽開示を繰り返している。特定した文書の原議一式写しを開示するよう求め審査請求をしている。
一部開示	答申第 1463 号から答申第 1467 号までと同じ	建築相談を受けた場合、資料調査及び現地調査を行い現場で写真を撮影した際の調査結果を記録した文書であり、非開示とした部分は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。
答申第1470号	答申第 1463 号から答申第 1467 号までと同じ	実施機関は、審査請求者が特定した文書を、情報公開法の条例第 3 条、5 条、10 条、34 条等に基づき開示することが妥当であると考え。実施機関は、平成20年10月21日に写真を写していないことは法廷で実証し明らかになっているにも関わらず、標題に謳う「写真」を特定し請求するも、時期相違の年月日を偽造し、紙に印刷するとデータは期間保管後廃棄すると弁明し、開示をせず同様に繰り返すことに対し開示請求をするも、未だに特定請求した正当文書の開示をしないで、虚偽文書を開示しようと企んで訴訟逃れを企んでいる。
一部開示	答申第 1463 号から答申第 1467 号までと同じ	建築相談を受けた場合、資料調査及び現地調査を行い現場で写真を撮影した際の調査結果を記録した文書であり、非開示とした部分は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であるため。

別表 3 本件審査請求に係る開示請求日、審査請求日、開示等決定日ほか

答申番号 (諮問に係る文書番号)	開示請求日	審査請求日	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
	決定	開示等決定日	諮問書及び弁明書の写し受理日	審査請求人の意見書受理日	
答申第1463号から 答申第1467号まで	平成28年 12月 9 日	平成29年 1 月 4 日	平成29年 2 月28日 第300回	平成29年 2 月24日 第309回	平成29年 2 月16日 第208回
(平成28年度 建建情第1279号)	一部開示	平成28年 12月27日	平成29年 2 月 3 日	平成29年 3 月 6 日	

答申第1468号及び 答申第1469号 (平成28年度 建建情第1410号)	平成28年 12月6日 一部開示	平成29年 1月31日 平成28年 12月22日	平成29年 3月28日 第301回 平成29年 3月2日	平成29年 4月4日 第311回 平成29年 4月3日	平成29年 3月16日 第210回
答申第1470号 (平成28年度 建建情第1609号)	平成29年 2月20日 一部開示	平成29年 3月17日 平成29年 3月13日	平成29年 4月25日 第302回 平成29年 3月31日	平成29年 4月27日 第313回 平成29年 4月20日	平成29年 4月20日 第212回

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年7月14日 (第318回第二部会)	・ 審議
平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・ 審議
平成29年9月22日 (第322回第二部会)	・ 審議
平成29年10月13日 (第323回第二部会)	・ 審議

※答申別の弁明書の写し及び意見書の受理日等については、別表3のとおり